

栃木県中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築に伴って発生するテレビ受信障害についての紛争を未然に防止し、地域住民の利便と秩序維持の確保を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に掲げるものをいう。
- 二 建築 法第2条第1項第13号に掲げるものをいう。
- 三 建築物の高さ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条1項第6号に掲げる地盤面から算定した高さをいう。
- 四 建築確認申請 法第6条に掲げる確認の申請をいう。
- 五 住居系用途地域 法第48条に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域をいう。
- 六 建築主 法第2条第1項第16号に掲げるものをいう。
- 七 受信障害 テレビジョン放送（VHF、UHF等）の受信を妨げられることをいう。
- 八 電波障害専門技術者等 （一社）日本CATV技術協会で定めるCATVエキスパート（受信調査）又は第2級CATV技術者及びそれに準ずる専門的な知識を有する者をいう。
- 九 近隣関係者 中高層建築物の建築によりテレビジョン電波受信障害を直接受けることとなる建築物の所有者または居住者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築する場合に適用する。

- 一 住居系用途地域内で高さが10メートルを超える建築物。
- 二 前号以外の地域で高さが15メートルを超える建築物。

(受信障害対策)

- 第4条 建築主は、電波障害専門技術者等に周辺地域の受信状況調査及び受信障害の予測調査をさせなければならない。ただし、既に防止対策がとられている地域や周辺に障害を受ける建築物が存在しないことが確認出来る場合など、周囲の状況により受信障害が発生する恐れがないと認められるときには、この限りではない。
- 2 建築主は、前項の結果、受信障害を生じる恐れのあるときは、近隣関係者と協議し、建築主の負担において、その障害の除去について必要な措置を講じるよう努めなければならない。
 - 3 建築主は、法第6条第1項又は第6条の2に基づく建築確認申請時に、栃木県中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する届出書（別記様式）及び以下の資料を添付し、法を所管する土木事務所へ提出しなければならない。

- 一 第1項に規定する調査に係る実施結果の写し
- 二 案内図・配置図（縮尺、方位、道路及び目標となる地物が分かるもの。）
- 三 2面以上の立面図（縮尺、最高の高さが分かるもの。）

（適用区域）

第5条 法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域以外の県域を適用区域とする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 既存建築物及び施行日以前に受けた建築確認に対しては、これを適用しない。
- 3 「中高層建築物によるテレビ受信障害に関する指導方針」（平成4年3月）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 既存建築物及び施行日以前に受けた建築確認に対しては、これを適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 「栃木県中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱の取扱要領」（平成10年4月1日）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。